

大使館便り

第240号 令和5年3月8日
在ポルトガル日本国大使館

1. 太田大使からの御挨拶

当地リスボンは気温の変化が激しく、冬なのに暖かい時があれば、凍えるような寒さの時もあることに少々驚いておりますが、在留邦人の皆様におかれては、気温の変化で体調を崩されませんよう、御自愛頂ければ幸いです。

さて、国際情勢に目を向けると、2月24日に、ロシアがウクライナに侵略してから1年が経過しました。現在もロシアによる市民や民間施設を狙った国際法違反の攻撃が続いていますが、我が国としては、引き続き強力なウクライナ支援を継続していく考えです。このロシアによる侵略が一刻も早く終了することを切に願っております。

また、2月14日には、当地観光庁との共催にて、「日本ポルトガル・サステナブル観光シンポジウム」をリスボン観光業ホテル業修習学校で開催致しました。自然環境を守りながら観光業を活性化させていくこの「サステナブル観光」をテーマに両国間の知見を共有することができたのは大変有意義だったと思います。

今後も日本ポルトガル交流480周年記念イベントは多く開催される予定ですので、是非当館HPにてご確認頂けたら幸いです。

2. 政治・経済関係

(1) コスタ首相、トルコ南部及びシリアで起きた地震に対する声明を発出

2月6日、トルコ南部およびシリアで大地震が発生した同日、コスタ首相は自身のツイッターを通して声明を発出しました。「私の気持ちは地震の犠牲者の家族、そして地震の影響を受けたすべての人々と共にある。ポルトガルは団結し、他のパートナーと協力して支援を提供していく。」と述べました。翌日、ルイス・カルネイロ内務大臣は、消防士と医療スタッフで構成された市民保護チームを24時間以内に送ることを明らかにしました。緊急市民保護機関のドアルテ・コスタ氏は「欧州メカニズムと他の欧州諸国と連携し、トルコへ支援を送る方法は見つかった。」と述べました。救助ミッションは10-15日間の予定ですが、現場のチームとポルトガルの外交政策によって延長される可能性があります。

(2) インテルカンプス社の世論調査結果－2月

2月16日、インテルカンプス社は政党支持に対する世論調査の結果を発表しました。与党、社会党の支持率は物価上昇への対応が続く中、与党・社会党（PS）の支持率は23.4%（前月比2.9ポイント減）に減少し、最大野党・社会民主党（PSD）の支持率は22.8%（同2.1ポイント減）と減少しました。PSとPSDの支持率の差は0.6

ポイント（前月比0.8ポイント減）に縮小しました。その他政党ではシェーガ党（CH）リベラル主導党（IL）が支持率を伸ばし、左翼連合（BE）、人と動物と自然の党（PAN）および自由党は支持率が減少しました。

同社による最新の政党別支持率は以下のとおりです。

【政党別支持率推移】

政党	9月	10月	11月	12月	1月	2月
社会党（PS）	30.6	28.3	24.2	27.0	26.3	23.4
社会民主党（PSD）	24.7	24.8	22.0	22.1	24.9	22.8
シェーガ党（CH）	9.2	9.2	11.4	9.6	9	11.6
リベラル主導党（IL）	5.2	7.3	6.7	7.5	6.4	7.4
左翼連合（BE）	5.2	6.1	6.1	7.5	6.3	4.8
統一民主連合（CDU※）	2.9	2.6	5.4	3.8	3.1	3.9
人と動物と自然の党（PAN）	2.5	1.8	2.3	3.1	3.1	2.4
民衆党（CDS※※）	1.1	0.6	1.3	1.9	0.6	0.9
自由党（Livre）	1.8	2.2	2.3	1.7	2.0	1.3

※ポルトガル共産党（PCP）・緑の党（PEV）の連合

※※現在無議席

（3） コスタ首相、第36回アフリカ連合首脳会議に参加

2月19日、コスタ首相はエチオピアの首都アディスアベバで開かれた第36回アフリカ連合首脳会議へ参加しました。欧州の政府の長としては唯一の参加者であったコスタ首相は自身のツイッターを通して「欧州が大きな課題に対応することが求められている今、アフリカとの関係を強化し続けることは今まで以上に重要だ」と述べました。

首脳会談の傍ら、コスタ首相はルワンダ、ニジェール、マダガスカル、アンゴラ、ギニアビサウ、モザンビークといった国々の首脳と二国間会談を行ったほか、多くのアフリカや世界のリーダーたちと会談を行い、アントニオ・グテーレス国連事務総長とアントニオ・ヴィトリノ国際移住機関（IOM）事務局長について強調しました。

加えて、コスタ首相はシャルル・ミシェル欧州理事会議長とアフリカ連合事務局長との会合に招待され、移民流入を規制する協定について話し合いました。コスタ首相は「隣国は共存しており、この共存は正しく規制されなければならず、組織犯罪の機会や、地中海の向こう側で新しい生活を始めたいすべての人々の生活を脅かすものであってはならない。」と述べました。

（4） コスタ首相、ロシアのウクライナ侵攻1周年に対し声明を発出

2月24日、コスタ首相はロシアのウクライナ侵攻1周年について自身のツイッターを通して声明を発出しました。「ロシアのウクライナ侵攻から1年、欧州はこれまで以上に団

結して軍事、政治、財政、そして人道的に支援している。また、国際的なパートナーと共に、国際法の保護とウクライナの主権および領土保全を保証するための平和への道筋を継続していく」とコメントしました。首相は、欧州理事会を構成する 27 か国の首脳に言及し、「我々はゼレンスキー大統領の平和の方式を支持する。国際的なパートナーとともに、我々は、ウクライナの国際法が尊重され、国際的に認められた国境内でウクライナの平和と領土保全がなされ、ウクライナが再建され、正義が実現されることを確実なものにする。その時まで、我々は休むことはない。」と最後に締めくくりました。

(5) エレーナ・カレイラス国防大臣、ウクライナの首都キーウを訪問。

2月24日、エレーナ・カレイラス国防大臣はポルトガル政府の代表としてウクライナの首都キーウを訪問しました。現地ウクライナのカウンターパートと会談し、その後「確かに我々のウクライナへの支援には限界があるが、様々な面で支援する可能性を模索していきたい。非現実的な目標を設定するよりも、既に我々が行った約束を果たすことが重要である。」と述べました。カレイラス国防大臣は、ウクライナがドネツク地方からロシア軍を撃退するための声明を発表した現在、ポルトガルに何ができるかを問われた際「昨年2月24日以降ポルトガルが行ってきた支援はすべて北大西洋条約機構（NATO）の他の加盟国、欧州連合、ウクライナ向けコンタクトグループと連携したものである。」と回答しました。ポルトガルは、数ヶ月前にウクライナのゼレンスキー大統領から受けた要請に応えるため、NATO 諸国と協同の一環として戦車3両を供給する予定です。最後にカレイラス国防大臣は、「ウクライナの防衛は我々の防衛でもある。ウクライナの安全保障は欧州の安全保障でもある。」と締めくくりました

3. 広報・文化関係

(1) 第18回 Japan Net 会議の開催

2月28日、ポルトガルにある日本文化関連団体ネットワークである Japan Net の第18回会合を約3年ぶりに行いました。会議では、6月24日にポルトガル日本商工会議所主催（当館及びリスボン市共催）で準備中の日本祭りのほか、各団体が日本ポルトガル交流480周年を記念する様々な活動が発表され、活発な意見交換が行われました。



(2) MONSTRA リスボン・アニメーション映画祭

3月15日～26日、リスボン市において第22回 MONSTRA リスボン・アニメーション映画祭が行われます。今年は、日本ポルトガル交流480周年を記念して、日本が招待国となっており、約100本の日本の短編・長編アニメーションが上映される予定です。また、この映画祭に併せて日本のアニメーション作家である山村浩二氏がリスボンにお越しになり、オリエンテ美術館での原画展などが行われます。詳細は下記よりご確認ください。



(詳細) MONSTRA リスボン・アニメーション映画祭公式ページ

<https://monstrafestival.com/en/>

<https://www.facebook.com/festivalmonstra>

(3) (日本語教師会よりお知らせ)

第17回 国際交流基金マドリッド日本文化センター主催ポルトガル日本語教育巡回セミナー

ポルトガル日本語教師会では、国際交流基金マドリッド日本文化センターから講師を迎え、日本語教育セミナーを開催いたします。詳細は以下の通りとなっています。本セミナーは、同教師会会員向けですが、同教師会では、会の主旨にご賛同いただける方の入会希望を随時受け付けており、これを機会に会員となられる方もご参加いただけます。日本語教育に関心のある方々の御参加をお待ちしています。

講師：国際交流基金マドリッド日本文化センター 平川俊助先生

テーマ：「日本語のクラスにおける異文化理解」

外国語学習の目的や可能性について考えながら、日本語の授業でどのように異文化理解を扱うことができるのかを、実践例とともに紹介します。

開催日時：2023年3月12日(日)

ポルトガル日本語教師会 総会 14:00～15:30

日本語教育セミナー 15:45～18:30

場所：リスボン市内

参加費：無料 (要事前申し込み)

申し込み締め切り：2023年3月2日(木)

(この機会に入会を希望される方につきましては、この限りでなく、3月7日までに会員申し込みを完了いただければ、御参加いただけます。)

申し込み宛て先・御不明な点：apjpjapones@gmail.com (ポルトガル日本語教師会)

その他：会員の方には参加申し込みのためのリンクを送付済みです。また会場入場へのご案内、詳細な集合場所と時間等の御連絡をさせていただきます。

(お知らせ)

今後、当館主（共）催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jp まで御連絡ください。

4. 領事関係

(1) ワールド・ユース・デイに関する注意喚起

本年8月1日から6日にかけて、カトリックの最大のイベントであるワールド・ユース・デイがリスボンにおいて開催されます。ポルトガルの準備委員会やリスボン市は世界各地から150万人が集まることを想定しています。

同イベントに先立ち、7月26日頃より世界各地から青年が集まり、ポルトガル各地で交流を深める予定です。8月1日からの本大会では、いずれかの日にローマ教皇が参加する予定です。リスボン市内では、エドアルド7世公園から当館が所在するリベルダーデ大通りを参加者が埋め尽くすことが想定されています。

上記のとおり、本件イベント開催期間は非常に多くの人々がリスボン市内に滞在することから交通の混乱等を始め、都市機能の混乱が予想されます。つきましては、夏にリスボンを訪問する予定の方は、本件イベント開催期間を避けるようにしてください。

(2) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスに関する情報は、以下のサイトを御参照ください。なお、当国内では、依然、医療機関・施設、高齢者・要介護者・障害者の支援施設及び当該者の自宅支援におけるマスクの着用が義務付けられています。

〈参考〉

ポルトガル保健省保健総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(3) 日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

※昨年11月1日以降、「入国審査」、「税関申告」及び「検疫（いわゆるこれまでのファストトラック）」が、「Visit Japan Web」と称するオンラインサービスで一元的に利用可能となりました。同サービスを利用することにより、入国時の空港手続きの所要時間を短縮できますので、こちらのリンク (<https://v.jw-lp.digital.go.jp/>) から同サービスのサイトにアクセスの上御登録ください。

ア 現在、入国時に求められる条件は以下のとおりです。

新型コロナウイルスワクチン未接種、1回あるいは2回接種した方

全ての入国・帰国者は、ポルトガル出国時刻前72時間以内に受検した検査（陰性）証明書の提示が求められます。本邦到着時の空港での検査及び自宅待機は求められません。

新型コロナウイルスワクチンを3回分接種した方

3回分の接種証明書が提示できれば、出発前検査、入国時の空港での検査並びに自宅待機は不要です。

イ 上記アの検査（陰性）証明書については、日本に向かう当国発便の出発時刻前72時間以内に受検した検査結果が有効です。同証明には厚生労働省所定の様式（[日本語・英語](#)又は[英語・ポルトガル語](#)）を御利用ください。この様式による証明を行う当国内の医療機関・検査機関のリストは当館ウェブサイト (<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178283.pdf>) に掲載しています。なお、同様式に記載されている検体、検査方法等全ての項目が英語で網羅されていれば、医療・検査機関の様式をそのまま御利用いただいても差し支えありません。

(4) ポルトガルへの入国について

現在、入国時のワクチン接種証明書、陰性証明書はいずれも不要です。

(5) 海外在留邦人等向けワクチン接種事業

日本で新型コロナウイルスのワクチン接種を希望する方は、詳細につき以下の外務省海外安全HPを御確認ください。なお、本事業は、2023年3月にて終了予定ですので御留意ください。<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

(6) 外国籍者の日本への入国

日本国とポルトガル共和国との間の一般旅券所持者に対する相互査証免除措置（滞在90日以下）は、日本時間昨年10月11日から適用を再開しています。一方、長期滞在者及び相互査証免除措置のない国及び地域については、従前どおり査証を要しますのでご注意ください。詳細は、外務省ウェブサイト ([新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について | 外務省 \(mofa.go.jp\)](#)) を御覧ください。

(7) 日本入国に際する畜産物や植物の持ち込みについて

海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持ち込みは法律で厳しく制限されています。持ち込むと重い罰則の対象になりますので、御帰国の際は肉製品や果物・野菜等を持っていないよう御注意ください。詳細は以下のリンク（農林水産省）を御確認ください。

(動物検疫) <http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

(植物防疫) <https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

(8) 海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先を御参照ください。また、登録申請を希望される方は、当館領事班宛てにお電話かメールで御来館の予約をお取りください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

イ 昨年4月1日から、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始しました。遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方は、ビデオ通話を通じた本人確認及び事前に郵送、電子メールによる送付又は託送された提出書類の原本確認を行うことによつて、来館いただくことなく在外選挙人登録申請ができます。ご希望の方は事前に当館まで御相談ください。

(9) 旅券の電子申請の開始

令和5年3月27日から、旅券の発給申請手続が一部オンライン化されます。具体的には、旅券の残りの有効期間が1年未満で、旅券の記載事項を変更しない場合に新たな旅券の発給を申請する、いわゆる切替申請の場合には、電子申請も可能となります。その場合、申請時の旅券事務所ないし在外公館への出頭が不要となります。国内ではマイナポータルを通じて、また国外では在留届オンライン（ORR ネット）への登録を前提とし、在留邦人用旅券申請スマホアプリを通じて電子申請が可能となります。関連リンクは以下のとおりです。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page22_003958.html

(10) 「在留届」に関するお願い

近年、海外で生活する日本人の増加にともない、海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースが増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事故・災害に遭われた場合、当館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。また、「在留届」を提出いただいた方々には、感染症、大規模事件・事故・自然災害、テロなどの安全に係る情報をメールで発信しています。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務付けられています。届け出は、当館にお越しいた

だかなくても、以下のサイトから御入力いただけます。今後、様々な手続きが「在留届」と紐付けられる予定ですので、その観点においても同サイトからの届け出をお勧めします。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、当館が把握している情報の精度を維持するため、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」の御提出も忘れずをお願いいたします。

(11) 第三国に出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等で第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールも届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

御登録はこちらから→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(12) 免税

2023年4月1日から、消費税免税制度が改正され、以下の要件を満たす方は免税購入対象者となります。在留証明の申請については、当館 HP (https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000098.html) を御確認ください。

(観光庁 HP からの一部抜粋)

ア 外国籍を有する非居住者

- ・「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格を有する者
- ・出入国管理及び難民認定法第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けて在留する者

イ 日本国籍を有する非居住者

- ・国内以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することを在留証明又は戸籍の附票の写しにより確認がされた者※

※在留証明、戸籍の附票の写しは、免税購入対象者が最後に入国した日から起算して6月前の日以後に作成されたものにて確認する必要があります。

(13) マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

ア あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするためには、安全で確実な本人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

イ マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、自治体によっては、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得が可能です。毎日朝6時半から夜11時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります（ただし、市区町村によって手数料やサービス内容が異なります。）。また、マイナンバーカードを用いてe-Taxによる確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。現在、マイナンバーカードは健康保険証としても使用でき、病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができます。本年3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。

ウ マイナンバーカードは健康保険証として機能するので、就職や転職、引っ越しをした場合でも、保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードがあれば本人確認が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

エ カードの交付手数料は無料です。まだお持ちでない方は、御帰国後速やかに取得申請を行って頂くことをお勧めします。

（14）御来館時のお願い

現在、領事窓口は原則予約制を採用しています。御来館の際は、事前にお電話かEメールで予約をお取りいただきますようお願いいたします。

関連頁はこちら→[大使館案内 | 在ポルトガル日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](#)

（15）本「大使館便り」を含む当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からの御意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、御意見・御要望等があれば、お気軽に下記領事班あてに電子メールにて御連絡ください。

在ポルトガル日本国大使館（領事班）

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 email：consular@lb.mofa.go.jp